

課長	課長補佐	介護保険担当	地域包括支援センター

第7号様式(第9条第1項関係)

平成 年 月 日

徳之島町長 殿

徳之島町 高齢者元気度アップ・ポイント事業参加登録申請書

私は、徳之島町高齢者元気度アップ・ポイント事業の活動に参加したいので、下記の通り登録を申請します。

記

ふりがな		性別
氏名	印	男 ・ 女
生年月日	大正 年 月 日 (歳) 昭和	
住所	徳之島町 番地 地区名 ()	
電話番号	() — —	

※ 高齢者元気度アップ・ポイント事業に参加する方はこの申込書を役場介護福祉課へ提出し、ポイントカードの交付を受けてください。

※ 介護保険料の未納がある方は、商品券交換が行えないことがあります。

(介護福祉課記入欄)

介護保険料納付確認	担当者印
登録番号	—

下記の者を代理人と定め、高齢者元気度アップ・ポイント事業参加登録申請に関する権限を委任しま

受任者

印

※代理人の方へ申請を依頼する際は必ずご記入して頂きますようお願いいたします。



65歳以上の方へ

ポイントをためて をもらおう！

商品券



■町が認定した活動に参加すると1ポイント！

平成24年9月より「高齢者元気度アップ・ポイント事業」が始まりました！

この事業は、65歳以上の方が、健康づくり活動などに参加すると、参加ポイントがつき、ポイント数に応じて地元商店で使える商品券に交換できるというものです。

ポイントを集めて、元気でいきいきとした生活を続けていきましょう！

詳しくは徳之島町役場介護保険担当係へお問い合わせください。

健診を受診



介護施設でボランティア

地域サロンなどに参加



健康教室や介護予防教室に参加

交通安全ボランティア



高齢者元気度アップ認定活動

- 5ポイントごとに 500円 の商品券に交換します。
- 年間 5,000円分まで 交換できます。



65歳以上で元気度アップ・ポイント事業に参加を希望する方は参加申請書をご記入し、徳之島町役場介護福祉課でポイントカードの交付を受けてください。

徳之島町 高齢者元気度アップ・ポイント事業に参加する方へ

高齢者元気度アップ・ポイント事業は、高齢者の方々の健康づくりや社会参加を応援する事業です。

町が認定した地域貢献活動、いきがい活動や、また町が実施する健診や健康づくり教室、介護予防事業などに参加した場合にポイントが付与されます。

たまったポイント数に応じて地元商店街で使用できる商品券に交換します。

ポイントをためて元気でいきいきした生活を続けていきましょう!



1. ポイント付与活動について

ポイントがつく活動には次のようなものがあります。

○町が実施する健康づくり等の活動

- ・健診、健康づくり教室、介護予防教室、地域サロン活動など
- ・各課が実施する講演会や健康づくりスポーツ活動

健康づくり・介護予防に取り組んで高齢期を元気に過ごしましょう!

○まずは特定健診・長寿健診を受診しましょう。

○町や各団体が行う健康づくりの教室や活動に積極的に参加しましょう。

○登録された関係団体が実施する健康づくり事業、社会貢献活動

- ・老人クラブや女性連の活動
 - ・各集落で実施される清掃ボランティア
 - ・交通安全協会が実施する交通安全指導や交通安全教室
 - ・その他、町に登録された活動団体が実施する活動
- ※ 認定活動については町又は社会福祉協議会にお問い合わせください。

○施設や在宅の高齢者へのボランティア活動

- ・施設ボランティアや在宅高齢者へのボランティアを希望する方は、所定の講座を受講し、社協にてボランティア登録を行っていただきます。
- ・活動できるボランティアの内容により、社協より依頼のご連絡をいたします。
- ・講座を受けていない方は、社会福祉協議会にて講座受講の申込みを行い、開催通知をお待ちください。

ポイント認定活動に参加したときは、各活動団体の「ポイント管理者」にカードを提示し、ポイント押印またはシールの交付を受けてください。不明の場合は活動主催者にお尋ねください。

2. ポイントカードの取扱いについて

- ・ポイントカードは他人に譲渡したり、貸し借りなどを行うことはできません。
- ・ポイントカードを紛失したり、破損等の際は再発行いたします。
(社会福祉協議会にて)
- ・紛失の場合は、それまでのポイント分については保証はありません。
- ・ただし、破損などの理由によりカードを再発行する場合、確認できたポイントについては再発行いたします。
- ・当年度内に50ポイントの交換を終えた方は、次年度以降に新たなカードの交付を受けてください。
- ・未使用分の押印欄のあるカードは年度を超えても使用が可能です。
- ・転出の場合、他市町村ではカードやポイントを使うことはできません。

3. ポイントの交換について

- ・5ポイント分(500円)から交換が可能です。
- ・1人につき年度内に50ポイント(5,000円)まで交換が可能です。
- ・まとめて交換してもかまいませんが、各年度中に付与されたポイントは、年度末(3月)までに交換をしてください。
- ・年度内に交換ができない端数分のポイントについては、次年度に繰越しができます。

ポイント交換は社会福祉協議会にて随時受付します。

徳之島社会福祉協議会

- 開館時間 月～土曜日(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15
- 徳之島町亀津7674番地(文化会館向かい)

☎ 83-1205

4. 商品券の引き換えとご利用について

- ・商品券は徳之島町商工会が発行するもので、商工会加盟の店舗でご使用になれます。
- ・加盟店舗については商工会に問い合わせるか、直接レジにてお尋ねください。
- ・商品券は、交換後1ヶ月以内にご使用ください。

商品券が使える店舗には、右記のステッカー又はポスターが掲示してあります。



その他高齢者元気度アップ・ポイント事業についてのお問い合わせは
徳之島町役場介護福祉課介護保険係/地域包括支援センターへ

☎ 82-1111